

徳島県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により令和三年四月十二日に専決処分した令和三年度徳島県一般会計補正予算（第二号）の要領を次とおり公表する。

令和三年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）